

船舶事故調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年10月19日 07時35分ごろ
発生場所	長崎県島原市島原港東方沖 島原市所在の島原灯台から真方位074°1海里付近 (概位 北緯32°47.1' 東経130°24.1')
事故調査の経過	平成26年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{すえひろ} 末広、1.2トン NS3-406638（漁船登録番号）、個人所有 6.70m (Lr) × 1.82m × 0.70m、FRP ディーゼル機関、52.22kW、平成2年11月13日 第292-41234号（船舶検査済票の番号） B 漁船 ^{しちじょう} 七條丸、1.1トン NS3-404083（漁船登録番号）、個人所有 6.84m (Lr) × 2.02m × 0.58m、FRP ディーゼル機関、69.90kW、平成4年7月11日 第292-36083号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年6月23日 免許証交付日 平成25年4月30日 (平成30年6月22日まで有効) B 船長B 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年4月28日 免許証交付日 平成22年7月26日 (平成28年4月25日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央外板及び船橋構造物の大破、主機の濡損 B 船首及び船底外板に擦過傷、プロペラシャフト及びプロペラに曲損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成26年10月19日06時

	<p>30分ごろ島原港を出航し、島原港東方沖で移動しながら釣りをを行い、07時20分ごろアサミ瀬付近にて船首を北方に向け、漂泊して釣りを始めた。</p> <p>船長Aは、A船の左舷中央で、北西方を向いて釣りを行っていたところ、同方向からA船に向かって来るB船を視認したが、船長Bとは知り合いで、接近して停船すると思い、釣りを続けたものの、B船が間近に接近しても停船しないことから危険を感じ、甲板上にかがみ込んだ。</p> <p>A船は、07時35分ごろ島原港東方沖において、その左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時00分ごろ島原港を出航し、07時10分ごろアサミ瀬付近で船首を北方に向け、漂泊して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、南南西方への潮流に流されながら釣りを続けていたところ、魚の当たりにないことから、アサミ瀬付近に戻ることにし、07時30分ごろ、機関を前進にかけ、操舵室の左舷後方で遠隔操縦リモコンを使用して操船に当たった。</p> <p>B船は、約10ノット(kn)の対地速力で北進し、いつものように船長Bが目視で西方の島原灯台と島原市七面山^{しちめん}山頂とが重なった時に右舵を取り、アサミ瀬に向けて右転し、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、B船が乗り上がった状態で沈みかけているA船から船長Aを救助後、海上保安庁及び僚船に連絡し、B船は船長Aを乗せ島原港へ向かい、A船は、来援した僚船により同港へえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 南南西流約1.5kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船の係留場所がB船と隣同士であり、日頃から船長Bと港や海上で情報交換を行っていた。</p> <p>船長Bは、アサミ瀬西方に向けて北進する際、右舷方に2隻の漂泊船を視認したが、右舷船首方のアサミ瀬付近を確認しないまま航行していた。</p> <p>B船は、アサミ瀬西方に向けて北進中、船長Bの操船位置から右舷船首方を見た場合、操舵室窓枠などにより死角（視界が制限される状態）があった。（写真1参照）</p>



写真1 船長Bの操船状況

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

A あり、B あり
A なし、B あり
A なし、B なし

A船は、アサミ瀬付近で釣りをして漂流中、船長Aが、B船の接近に気付いていたが、船長Bと知り合いで、接近して停船すると思込み、漂流を続けていたことから、B船が間近に接近し、危険を感じたものの、何もすることができず、B船と衝突したものと考えられる。

B船は、島原港東方沖を北進中、船長Bが、操舵室で死角となった右舷船首方の見張りを行っていなかった上に、左舷方の島原灯台と七面山山頂とに注意を向け、アサミ瀬付近で漂流中のA船に気付かなかったことから、A船に向けて右転し、A船と衝突したものと考えられる。

原因

本事故は、島原港東方沖において、A船が漂流中、B船が北進中、船長Aが、B船の接近には気付いていたが、船長Bとは知り合いで、接近して停船すると思込み、漂流を続け、また、船長Bが、操舵室で死角となった右舷船首方の見張りを行っていなかった上に、左舷方の島原灯台と七面山山頂とに注意を向け、アサミ瀬付近で漂流中のA船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

参考

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 周囲の見張りを適切に行うこと。
- ・ 接近する他船が知り合いの船であっても、その動静に注意し、適切な避航動作がとれるようにすること。